

公務におけるフレックスタイム制、裁量勤務制について

1. フレックスタイム制

- ・公務におけるフレックスタイム制は、研究職職員、任期付研究員及びそれらの支援職員について、当局による勤務時間の割振りを前提としつつ、始業・終業時刻の決定を職員の主体的な判断に委ねる制度として、平成5年4月1日から導入された。なお、平成20年4月1日の専門スタッフ職俸給表の新設に伴い、専門スタッフ職俸給表適用職員等についても、フレックスタイム制を適用することとしている。
- ・公務のフレックスタイム制は、各省各庁の長が、始業・終業時刻についての職員の申告を考慮し、業務の運営に支障がない限り、当該申告通りの勤務時間を割り振るもので、勤務時間の割り振りは最終的には使用者側が行うものである。この点が、単位期間の中で一定時間数労働することを条件として、労使協定に定めるフレキシブルタイム等の範囲で、労働者が1日の労働時間を自己の選択するときを開始し、終了できる民間のフレックスタイム制とは大きく異なるものである。

2. 裁量勤務制

- ・公務における裁量勤務制としては、現在、招聘型任期付研究員の裁量勤務制がある。「招聘型任期付研究員」とは、研究業績等により当該分野の特に優れた研究者と認められる者を招聘し、高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に任期を限って従事させるものである。
- ・招聘型任期付研究員については、その職務の性質上、時間配分の決定等の職務遂行方法を大幅に当該研究員の裁量に委ねることが、研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合は、勤務時間の割振りを行わないで職務に従事させることができる。この場合、月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時までについて、1日につき8時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、休日等を除き、勤務したものとみなす。
- ・勤務場所の選択についても、研究員の裁量に委ねられる。
- ・各省各庁の長は、裁量勤務研究員に、必要最小限の範囲で、勤務の時間帯等特定の方法による職務遂行を命ずることができる。
- ・裁量勤務を適用する場合は、本人の同意が必要。

(公務と民間のフレックスタイム制の比較)

項目	公務のフレックスタイム制 (勤務時間法第6条第3項)	民間のフレックスタイム制 (労基法第32条の3)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 研究職員(研究職俸給表適用職員、任期付研究員及びその支援職員) 専門スタッフ職員(専門スタッフ職俸給表適用職員) 	労使協定において定める範囲の労働者
勤務時間決定方法	<p>各省各庁の長は、始業・終業時刻についての職員の申告を考慮して、業務の運営に支障がない限り、当該申告通りの勤務時間を割り振る。</p> <p>なお、割振りは、できる限り単位期間(4週間)の1週間前の日までに行う。</p>	労使協定に定めるフレキシブルタイム等の範囲内で、労働者が始業、終業時刻を決定する。
勤務時間の変更	各省各庁の長は、業務の運営に支障がある場合等には、すでに割り振られている勤務時間について、割振りを変更できる。	フレキシブルタイムの時間帯においては、労働者の同意を得ずに出社を命じることができない。
1週間の勤務時間	4週間につき1週間当たり40時間	1か月以内の清算期間を設定。清算期間においては、日・週をまたいで労働時間を調整することができ、期間を平均して週40時間を上限とする。
1日の勤務時間	日々異なることが可能だが、1日2時間以上(専門スタッフ職員の場合は1日4時間以上)の勤務が必要	フレキシブルタイムの範囲内で、労働者が決定
コアタイム	<ul style="list-style-type: none"> 研究職員については月曜日～金曜日の5日間のうち1日以上の日(午前9時～午後4時の間で、1日につき2時間以上4時間30分以下の範囲内) 専門スタッフ職員については、月曜～金曜(公務の能率向上に特に資する場合には当該5日間のうち1日以上の日)の午前9時～午後4時の間で、1日につき2時間以上4時間30分以下の範囲内 	労使協定において、労働者が労働しなければならない時間帯(コアタイム)を定めることができる。
フレキシブルタイム	<p>始業時刻は午前7時以後に、終業時刻は午後10時以前に設定。</p> <p>ただし、研究職員については、業務の特殊性により始業時刻の設定を午前5時以降とすることができる。</p>	労使協定において、労働者がその選択により労働することができる時間帯の制限(フレキシブルタイム)を定めることができる。

(公務と民間の裁量勤務制の比較)

項目	公務の裁量勤務制 (任期付研究員法第8条)	専門業務型裁量勤務制 (労基法第38条の3)	企画業務型裁量勤務制 (労基法第38条の4)
対象となる業務等の範囲	招聘型任期付研究員（研究業績等により当該分野の特に優れた研究者と認められる者を招聘し、高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に任期を限って従事させるもの）	「業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある、業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的に指示することが困難なもの（厚生労働省令で個別指定）」に限定	「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務で、業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある、業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」に限定
裁量の内容	職務遂行の方法（研究業務の進め方、時間配分、業務を行う場所等）を大幅に研究員の裁量に委ねる	業務の遂行手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的指示をしない	同左
勤務時間の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間の割り振りを行わず職務に従事 月曜～金曜の一定の時間帯について1日につき8時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、割り振られたとみなされた勤務時間を勤務したものとみなす（実際に勤務する時間の長短は問われない） 	<ul style="list-style-type: none"> 労使協定で「労働時間と算定される時間」を定める 実際の労働時間にかかわらず、「労働時間として算定される時間」労働したものとみなす 	<ul style="list-style-type: none"> 労使委員会の決議で「労働時間と算定される時間」を定める 実際の労働時間にかかわらず、「労働時間として算定される時間」労働したものとみなす
その他の適用・導入の要件	<ul style="list-style-type: none"> 職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該研究員の裁量にゆだねることが研究業務の能率的な遂行のため必要であること 自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができる者であること 本人の同意 	<ul style="list-style-type: none"> 労使協定により、対象業務、労働時間として算定される時間等を定めること 	<ul style="list-style-type: none"> 労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議により、対象業務、対象労働者の範囲、労働時間として算定される時間等を定めること。 本人の同意